

名 出 題	名 出 征
(運送の引受け及び継続の拒絶) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。 (8)～(11) (略)	(運送の引受け及び継続の拒絶) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。 (8)～(11) (略)

(「旅客自動車運送事業運輸規則」第 4 条) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
 (1)～(6) (略)
 (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
 (8)～(11) (略)

名 出 題	名 出 征
(運送の引受け及び継続の拒絶) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略)	(運送の引受け及び継続の拒絶) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(6) (略)

(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき (8)～(11) (略)	(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき (8)～(11) (略)
--	--

(「旅客自動車運送事業運輸規則」第 4 条) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。
 (1)～(6) (略)
 (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
 (8)～(11) (略)

名 出 題	名 出 征
(運送の引受け及び継続の拒絶) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき (8)～(11) (略)	(運送の引受け及び継続の拒絶) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。 (1)～(6) (略) (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき (8)～(11) (略)

(「旅客自動車運送事業運輸規則」第 4 条) 第 4 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。
 (1)～(6) (略)
 (7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき。
 (8)～(11) (略)